

青葉区役所交流ラウンジ前における弁当等販売事業者募集要項

青葉区役所交流ラウンジ前において弁当等を販売していただく事業者を、次のとおり募集します。

1 使用施設・所在地及び使用場所

横浜市青葉区市ケ尾町 31 番地 4

横浜市青葉区役所 4 階交流ラウンジ前廊下

2 募集の目的

来庁者の利便性及び職員の福利厚生の上

3 応募条件等

(1) 応募資格

次の全ての条件を満たしている者であること

ア 運営期間中円滑に弁当等の販売を直接行えること（弁当等の販売に必要な許可を取得しており、生活衛生課からの指導があった場合はその指導事項を遵守できること）

イ 営業中の行政処分を過去 3 年以内に受けていないこと

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと

エ 横浜市指名停止等措置要綱別表 1 から別表 3 までの各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと

オ 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していないこと

カ 経営不振の状況（破産手続、更正手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者でないこと

キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 条）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと

ク 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと

ケ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者でないこと

(2) 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

4 施設の使用形態及び使用期間

(1) 青葉区（以下「区」という。）は、1 に示した使用場所について、選定された事業者（以下「事業者」という。）の申請に基づき、行政財産の使用を許可します。

(2) 事業者には、使用許可を受け自ら販売を行っていただきます。

(3) 使用期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日とします。

ただし、区と事業者が合意した場合は、令和8年3月31日まで2回（年度ごと）に限り使用許可を更新できるものとします。なお、区が許可を更新しない場合または事業者が許可の更新を希望しない場合は、使用期間が終了する3か月前までに相手方に通知するものとします。

5 使用面積及び使用料

(1) 使用する施設の面積（別添図面のとおりです）

弁当等販売部分：2.88 平方メートル

(2) 使用料

横浜市公有財産規則に基づき算定した月額と、区と事業者で事前に協議の上決定した販売日数により算出します。（参考：令和4年度実績 月額 255 円/2.88 平方メートル）

6 設備

(1) 区が用意する設備

机2卓（90センチメートル×80センチメートル）を貸与します。

(2) 事業者が用意する設備

弁当販売に必要な設備（必要に応じて区と協議していただきます。）

7 経費負担等

(1) 施設使用料

5(2)に掲げる使用料について、事業者は、区の請求により、「行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例」に基づき算定した額を、一括前納していただきます。

(2) 清掃

使用場所の清掃は、事業者の負担とします。

(3) 販売許可等

運営に必要な販売許可等は事業者負担で取得し、許可書の写等を区に提出してください。

(4) 廃棄物

販売した弁当の空き容器・使用済みの割りばし等の廃棄物は、販売日ごとに回収し、事業者の負担で処理してください。

(5) その他

従業員人件費のほか運営にかかる一切の費用は、事業者の負担とします。

8 使用に際しての条件

(1) 販売時間終了後の清掃等

販売時間終了後は、その都度使用場所を清掃してください。また、販売時間中は、区の庁舎管理規則に従い、事業者の管理する区域の適正な使用に努めてください。

(2) 販売に関する責任

販売に関して発生した問題は、事業者が責任を持って対処してください。

(3) 環境保全への配慮

ア 横浜市が環境負荷の軽減に取り組んでいることを認識し、環境負荷軽減に積極的に協力してください。

イ 廃棄物の削減につとめ、弁当等の容器の回収やリサイクルに努めてください。

(4) 従事者の報告

使用場所に入退室した販売スタッフの氏名及び入退室時間はすべて記録し、前月分を翌月最初の販売日に区に提出してください。

(5) その他

ア 使用場所は、清潔に保ってください。

イ 衛生管理には十分注意してください。

ウ 敷地内は禁煙です。

エ 不明な点、必要な事項については、区と協議するものとします。

オ 本事業で知りえた情報については、所管の保健所と相互で情報共有します。

9 販売日等

(1) 販売日

販売日は、土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎週1日の決まった曜日とします（ただし、販売希望者がいない曜日が生じた場合は、区と協議の上、2日以上とすることがあります。）。

区の行事等により販売休止を依頼する場合があります。この場合は、休止日の3か月前までに通知します。

(2) 販売時間

販売時間は、11時から14時としますが、事業者の事情によりこの時間内で別途販売時間を設けることができます。ただしその場合でも、11時30分から13時の時間帯は必ず販売時間に含めるものとします。

(3) 販売数

提供数は少なくとも1日20個程度を確保するよう努めること。

10 販売品目等

(1) 販売品目等

販売するものは、弁当等とします。（サイドメニューの販売も可）

自ら製造したものを提供する場合は、食品衛生法に基づく営業許可を取得した施設で製造されている必要があります。（露店・自動車・簡易な調理に限る等の許可証は不可。）家庭等で調理したものの提供はできません。

お菓子・缶入りの飲み物等を仕入れて提供する場合、販売する食品には必ず食品表示法に定められた「表示」がされている必要があります。原則として名称、原材料名、添加物、アレルギー、消費期限、保存方法、製造者の氏名または名称及び製造所の住所、栄養成分表示の記載が必要です。（食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドラインを遵守する必要があります。）

(2) 扱う食品についての注意事項

ア 家庭で調理したおにぎり・いなり寿司・サンドイッチ等の販売行為は禁止です。（営業許可施設以外での調理全般が不可）

- イ 営業許可施設から仕入れたおにぎり・パン・菓子などの販売については、包装したものを原則とし、食品表示法に定められた「表示」が必要です。
- ウ 生肉・生魚（味付品含む）の提供や販売は禁止です。調製
- エ 完成されたものを販売する必要があります。（現場での調理調製も不可）
- オ 保管や移動、販売時は適切な温度管理を行う必要があります。（店での保管時含む）
- カ 飲み物の提供については、缶やペットボトル入りで、食品表示法上の表示がなされた飲み物のみ可。コップや蓋付き容器等に置いて提供することはできません。
- キ アルコール類の提供は禁止です。

(3) 衛生管理についての注意事項

- ア 衛生管理・保険等については各店舗の責任において対応してください。
- イ 売れ残り、ごみ等は必ず持ち帰る必要があります。
- ウ はし、スプーン、持ち帰りのビニール袋等を必要に応じて用意してください。
- エ マスク着用や手指消毒を行う等、衛生管理を徹底してください。
- オ 飲食物の提供に関わる従事者については、健康の管理を徹底してください。（手指に切り傷のある人、風邪に似た症状、腹痛・下痢等の胃腸炎症状のある人は、食品を取り扱う作業を避けること）
- カ 商品の納品伝票、商品の内容、製造数、販売数等を記録し、一定期間保管する必要があります。
- キ 購入者に対して帰宅後速やかに喫食するよう口頭やシールの貼付等により情報提供する必要があります。
- ク 購入者から要望があった場合は、弁当容器等の回収を行う必要があります。
- ケ 要冷蔵の食品の販売は禁止します。

11 販売時に使用する車両の駐車場所

販売日の販売時間中（準備、後片付けの時間を含む）に限り、区庁舎地下駐車場を1台分使用することができます。

12 販売権の譲渡、委託の禁止

- (1) 事業者は、当該売店の販売の権利を譲渡し、又は転貸してはなりません。
- (2) 事業者は、販売の全部を第三者に委託してはなりません。

13 募集スケジュール

- (1) 応募書類の受付期間 令和5年1月10日（火）～令和5年1月27日（金）17:00 必着
- (2) 販売曜日の指定の優先順抽選 令和5年2月17日（金）15時（青葉区役所）
- (3) 販売業者の決定、庁舎の目的外使用許可の申請・許可 令和5年2月下旬～3月

14 応募の手続き

- (1) 応募書類の提出先、問合せ先、現場視察予約先
横浜市青葉区総務課庶務係（4階 71 番窓口）
電話：045 - 978 - 2212 F A X：045 - 978 - 2410

〒 225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町 31 番地 4

(2) 応募書類の提出方法

窓口を持込み又は郵送

窓口の受付時間は開庁日（平日）の 8：45～17：00 です。（12：00～13：00 を除く）

郵送の場合は、記録が残る送付方法（簡易書留等）にしてください。

(3) 提出書類

次のア～エを提出してください。必要に応じて、その他の書類の提出を求めることがあります。

	書類名	提出部数
ア	弁当等販売事業者応募申込書（様式 1）	1 部
イ	横浜市青葉区役所交流ラウンジ前における弁当等販売に必要な営業許可を所持していることの確認及び販売希望曜日等の調書（様式 1 別紙）	1 部
ウ	販売を予定している弁当等のメニュー、販売予定価格及び写真	1 部
エ	販売に必要な営業許可証の写し	1 部

(4) 質問の受付

質問がある場合は、募集期間内に次の提出先あて e-mail にてお問合せください。

質問の提出先（電子メール）ao-syomu@city.yokohama.jp

※電子メールの件名は「【弁当等販売事業者質問】御社名」としてください。

※応募条件に関わると考えられる質問については、回答とともに他の応募事業者にも提供します。

※質問は、1 月 19 日（木）17 時 00 分までに送付してください。回答は 1 月 25 日（水）ごろ、青葉区ホームページに掲載します。

15 抽選

(1) 抽選について

複数者の応募があった場合、販売曜日を指定する優先順を決定する抽選を、市内に本店支店等がある事業者を対象に、まず行います。本抽選により上位となった申込者から順に、販売曜日を選択することができることとします。応募者はこの抽選への参加は必須とします。なお、市内の事業者の抽選を行ったのち、希望の無い販売曜日がある場合は、市外の事業者を対象に、同様に再度抽選を行います。

希望する曜日のすべてを他の事業者が先に指定した場合は、その時点で選定外となります。この場合は、より下位の事業者が曜日の指定に加わることとします。

(2) 抽選日等

日時：令和 5 年 2 月 17 日（金）15 時

場所：青葉区役所 4 階特別会議室

(3) 抽選に欠席した場合

抽選に欠席した場合は応募事業者としての資格を原則として失いますが、抽選に参

加したすべての事業者が販売を希望しない曜日があった場合、欠席した事業者が当該曜日について販売を希望する場合に限り、当該曜日での販売を認めるものとします。

なお、欠席事業者が複数あった場合はその中で抽選により順位を決定し、上位の事業者から順に希望を確認するものとします。

(4) 次点について

抽選の結果、販売曜日を確保できなかった事業者は次点として抽選により順位を決定し、なんらかの事情により販売曜日を確保した事業者が、期の途中で販売を辞退等した場合は、次点の事業者のうち、順位が上のものから販売曜日を確保することができるものとする。

様式 1

横浜市青葉区役所交流ラウンジ前における弁当等販売事業者応募申込書

令和 年 月 日

(申込先)

横浜市青葉区長

(申込者)

所在地

法人(団体)名

代表者 職 氏名

連絡先 電話

FAX

E-mail

横浜市青葉区役所交流ラウンジ前における弁当販売をしたいので、関係書類を添えて申し込めます。

また、私は、「横浜市青葉区役所交流ラウンジ前における弁当等販売事業者募集要項」の規定する応募資格※のすべての条件を満たすことを誓約します。

※応募資格

次の全ての条件を満たす者であること

- ア 運営期間中円滑に弁当等の販売を直接行えること（弁当等の販売に必要な許可を取得しており、生活衛生課からの指導があった場合はその指導事項を遵守できること）
- イ 営業中の行政処分を過去3年以内に受けていないこと
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- エ 横浜市指名停止等措置要綱別表1から別表3までの各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと
- オ 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していないこと。
- カ 経営不振の状況（破産手続、更正手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者でないこと。
- キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147条）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと
- ク 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと
- ケ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと。

横浜市青葉区役所交流ラウンジ前における弁当等販売に必要な
営業許可を所持していることの確認及び販売希望曜日等の調書

販売に必要な営業許可を取得していること及び販売を希望する曜日について確認
させていただきますので、必要事項を記入し応募申込書に添えてご提出ください。

法人（団体）名		
営業許可の確認	取得している食品衛生法の営業許可名称 _____ 取得している営業許可情報、その他本公募にかかる必要な情報について、所管の保健所と横浜市青葉区総務課が相互に情報を共有することについて同意します。 法人（団体）名 _____ 代表者名 _____	
販売可能時間	午前____時____分から 午後____時____分まで ※午前 11 時 30 分～午後 1 時の時間帯は必ず含めてください。	
庁内外周知時の 商号について	区が販売の周知を行う際に、使用を希望する商号（店名等）を下欄にご記入ください。	
販売時に使用する 車両について	車種	
	ナンバー	

【販売希望曜日についての注意】

実際の販売曜日は、曜日指定の優先順を決定する抽選に参加いただき、上位の事業者から曜日を指定していく方法で決定します（抽選に欠席した場合は応募事業者の資格を失います。）。

希望する曜日のすべてが他の事業者に先に指定された時点で、選定外となります。

詳細は募集要項をご覧ください。

(参考) 販売希望曜日	月	火	水	木	金
	希望する曜日に○ 販売不可の日に× 他事業者の希望状況によっては販売可の日に△を記入				